

第二百七十号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第九号ア中「該当した事業所」の下に「（規則で定める要件に該当した事業所を除く。）」を加え、同条第十五号中「第五条の十四第二項」の下に「又は第五条の二十六第三項」を加え、「変更された」を「変更され、又は訂正された」に、「変更後」を「変更後又は訂正後」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第五条の十一第一項における算定排出削減量の算定において同項第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

第五条の八第一項中「該当する事業所」の下に「（規則で定める要件に該当する事業所を除く。）」を加える。

第五条の十第一項第三号中「とき」の下に「（当該期間連続して規則で定める要件に該当したときを含む。）」を加える。

第五条の十一第一項中「排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号」を「削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量に、第一号から第三号までの量を加え、第四号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、算定排出削減量の算定において第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

第五条の十一第一項第二号中「取得し」を「発行し、又は取得し」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の

一号を加える。

三 当該特定地球温暖化対策事業所において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者（以下「脱炭素成長型投資事業者」という。）が存するときは、規則で定める期間における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認める量（以下「法対象直接排出量」という。）

第五条の十三第一項第三号中「限る。」の下に「」又は同項第三号括弧書に規定する要件（）を、「この号において」の下に「これらを」を加える。

第五条の十五第四項中「特定地球温暖化対策事業所」を「優良特定地球温暖化対策事業所」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなつたことを認めたときは、その認めた日の属する年度の翌年度に」を「優良特定地球温暖化対策事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間について」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めたとき。

二 第一項の規定による申請について虚偽があつたとき。

三 前項の規定による報告について虚偽があつたとき。

第五条の十五中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の基準に適合することを知事が認めた特定地球温暖化対策事業所（以下「優良特定地球温暖化対策事業所」といいう。）は、規則で定める期間において、毎年度、同項の基準への適合状況を知事に報告しなければならない。

第五条の十五に次の二項を加える。

6 知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消す期間のうち規則で定める期間について、第二項の規定による当該認定に係る超過削減量の上限に関する措置を取り消すものとする。

7 知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表することができる。

第五条の二十四第二項に次のただし書を加える。

ただし、この項における算定排出削減量及び削減義務量の算定において、法対象直接排出量は、加えないものとする。

第五条の二十五に次の一号を加える。

五 法対象年度直接排出量（一年度の法対象直接排出量をいう。以下この節において同じ。）

第五条の二十五の次に次の一条を加える。

（基準排出量等の訂正）

第五条の二十六 指定地球温暖化対策事業者は、第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、その変更後の量）に著しい誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した基準排出量を記載した申請書を知事に提出し、基準排出量の訂正を申請しなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者は、前条で把握した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量に誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を記載した申請書を知事に提出し、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正を申請しなければならない。

3 知事は、前二項の申請を適当と認めたときは、当該申請に係る指定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を、当該申請の内容に応じた量に訂正するものとする。

4 知事は、前項の規定により基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を訂正したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

第六条第六号中「前条第一号」を「第五条の二十五第一号」に改め、同条第七号中「前条第二号」を「第五条の二十五第二号」に改め、同条第八号中「前条第三号」を「第五条の二十五第三号」に改め、同条第九号中「前条第四号」を「第五条の二十五第四号」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第五条の二十五第五号の法対象年度直接排出量

第八条の四第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請をしなかつたとき。

第八条の四第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第八条の九第一項第五号ウ中「第二号から第四号まで」を「前三号」に改める。

第一百五十九条第一号の二中「又は」を「若しくは」に改め、「第六項」の下に「又は第五条の二十六第二項」を加え、同条

第一号の三中「第十号」を「第十一号」に改める。

第一百六十条に次の一号を加える。

三 第五条の二十六第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に關する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の七第十五号ただし書、第五条の十一、第五条の二十四、第五条の二十五及び第六条の規定は、算定の対象となる年度が令和八年度以後である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書について適用し、算定の対象となる年度が令和七年度以前である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五条の十第一項第三号括弧書の規定は、令和六年四月一日以後に当該規定に該当した指定地球温暖化対策事業所についても適用する。

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項の規定により削減義務率が減少した事業所にあつては、改正後の条例第五条の十五第六項中「第二項」とあるのは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項」と、「超過削減量の上限」とあるのは「削減義務率」と読み替えるものとする。

5 改正後の条例第五条の十五第四項、第六項及び第七項の規定は、この条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

（提案理由）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の改正等に伴い、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、所要の改正を行う必要がある。